

選考規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人佐々木泰樹育英会(以下「本財団」という。)定款第35条の規定に基づき設置される選考分科会の運営に関し、必要な事項を定める。

(各選考分科会の種類)

第2条 定款第35条第2項に規定する事業それぞれの選考分野ごとに設置する選考分科会(以下これらの選考分科会を総称して選考分科会といい、個別の選考分科会は各選考分科会という)は、下記のとおりとし、理事会の諮問により、それぞれ奨学生、助成対象、表彰者(以下、総称して「事業対象」という)の選考を任務とする。

(1)建築奨学生選考分科会

(2)美術奨学生選考分科会

(3)医学部奨学生選考分科会

(4)口語詩句奨学生選考分科会

(5)口語詩句新人賞選考分科会

(6)ほか、本財団事業対象選考に必要な選考分科会として理事会が定めるもの

2 理事会は、選考分科会の諮問をせずに、事業対象を選考することができる。

(選考委員)

第3条 選考委員は、各選考分科会対象事業の分野における経験と知見を有するもの、または本財団理事から募集し、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

2 各選考分科会の選考委員は、各選考分科会ごとに総数3名以上とする。

3 各選考分科会は、各選考分科会対象事業の分野における経験と知見を有する選考委員が2分の1以上でなければならない。

4 選考委員の任期は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

5 選考委員の報酬及び費用の支払いについては、別に定める「選考委員の謝礼及び費用に関する規程」による。

6 選考委員は、本財団事業対象になるべく申請した者との関係が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者に関する議案の審議及び議決に加わることができない。

(1) 選考委員の3親等以内の親族が申請者であるとき。

(2) 理事会が、審議及び議決に際して公正かつ適正な判断がなされないおそれがある特別な関係を選考委員と申請者との間に認めるとき。

7 選考委員は、選考分科会に自ら出席して意見を述べなければならず、代理人の出席は認められない。

8 選考委員名は公開する。

(選考委員長)

第4条 各選考分科会には選考委員長1名を置くことができるものとし、選考委員のうちから互選により選任する。

2 選考委員長は必要と認めるときは、選考委員の中から副選考委員長を指名することができる。

3 選考委員長は、選考分科会の議長となり、会務を総括する。

4 副選考委員長は、選考委員長を補佐し、選考委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(選考分科会)

第5条 各選考分科会の会議は、必要に応じ、選考委員長が随時招集する。

2 各選考分科会の議事のうち、本財団事業対象の選考を行う際は、出席した選考委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、選考委員長の裁決するところによる。但し、選考委員長が必要と認めるときは、これを変更することができ、その旨を理事会に報告しなければならない。

3 選考委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、各選考分科会の決議に代えることができる。この場合においては、選考委員長はその結果について、各選考委員に報告しなければならない。

4 選考委員長は、適当と認める者に対して、参考人として各選考分科会への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(資格確認)

第6条 各選考分科会は、本財団事業に応募したもの（以下、「応募者」という）が本財団事業対象の資格の有無を確認するために必要な書類として、以下の書類を本財団に提出するものとする。

- (1) 本財団が指定する申込書
- (2) 住民票(本籍地記載、個人番号非記載)
- (3) 在学証明書
- (4) 証明写真
- (5) ほか、本財団事業応募要領に規定する書類

2 各選考分科会では、応募者が応募要領（当該規程を含む）に規定する資格の有無について確認する。資格確認に必要な場合、追加資料を応募者に請求することができる。

3 対象事業選考に必要な場合、第1項の資格確認手続きを省略して、別に事業対象の一次選考を行い、その後資格確認を行うことができる。この場合、かかる選考手順につき、当該事業応募要領に規定する。

(面接選考)

第7条 各選考分科会は本財団事業対象選考のため、面接を実施することができる。

2 面接に際し、選考分科会が選考に必要と認める資料等の提示を応募者に求めることができる。

(選考答申)

第8条 各選考分科会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

2 各選考分科会の選考結果について、前項議事録と併せて、理事会に答申する。

3 選考にあたり、同一人を本財団の複数の奨学金事業における奨学生とすることはできない。

4 選考にあたり、本財団以外の奨学金事業における奨学生であることは不問とする。

(事務局)

第9条 各選考分科会の事務を処理するため、当財団事務局に委嘱する。

2 事務局の職員は、本財団事業広報活動、選考委員および応募者等との連絡、会議日程の調整、資料の作成、議事録の作成、などの事務を行う。

(その他理事会が必要と認めた選考分科会)

第10条 定款第35条に規定する選考分科会が設置される場合、この規程の全部又は一部を適用するか、若しくは別に各選考分科会のみ適用される規程を設けるかを検討し、理事会の承認を得るものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則2 この規程は、2020年6月1日から施行する。